

香川県産野菜イメージアップ計画認定制度実施要綱

制定：令和2年10月9日

一部改正：令和3年4月9日

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産者が香川県産野菜(以下「県産野菜」という。)のイメージアップと認知度向上、消費拡大に向けて、自らの創意工夫に基づき、イメージアップの取組みを進めようとする香川県産野菜イメージアップ計画(以下「イメージアップ計画」という。)を、かがわ農産物流通消費推進協議会(以下「協議会」という。)が認定し、これらの認定を受けた生産者と連携して重点的にプロモーション活動を行うものである。

(目的)

第2条 消費者に選ばれる県産野菜となるよう、県産野菜の強みを高め、生産者に係る情報を統一かつ積極的な発信を通じ、県産野菜のイメージアップにつながる取組みを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産野菜とは、香川県内で生産される野菜をいう。
- (2) 生産者とは、県産野菜の生産者又は生産者で組織される団体(法人を含む)をいう。ただし、個人の場合は、認定農業者であり、本人が別表1の主要野菜を出荷していること。

(認定審査会の設置)

第4条 かがわ農産物流通消費推進協議会会長(以下、「会長」という。)は、第2条の目的に資するため、香川県産野菜イメージアップ計画認定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 会長は、第6条の規定に基づき生産者の認定等をしようとするときは、審査会の意見を踏まえて決定するものとする。
- 3 審査会の構成及び運営については、別に定める。
- 4 審査会は、認定に当たって、必要に応じて、生産者等及び税理士、中小企業診断士等の専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。

(対象品目)

第5条 対象とするイメージアップに取り組む香川県産野菜は、別表1のとおりとする。

会長は、別表1を変更しようとするときは、審査会の意見を踏まえて決定するものとする。

(イメージアップ計画の認定)

第6条 会長は、生産者等が策定するイメージアップ計画が別表2に定める基準(以下「認定基準」という。)に適合していると認められるときは、当該生産者を香川県産野菜イメージアップ生産者(以下「認定生産者」という。)として認定することができる。

- 2 認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定めるところにより、別記様式 1 号による申請書を申請者の住所又は主たる事務所の所在地を管轄する農業改良普及センターを経由して会長に提出するものとする。ただし、申請者が複数の農業改良普及センターにまたがる場合は、直接、会長に提出するものとする。
- 3 会長は、認定をしようとするときは、事前に現地審査を行うとともに、審査会に当該認定に係るイメージアップ計画について意見を聴くこととする。この場合、審査会は、認定基準に則して適当か否かを判断し、協議会に意見を述べるものとする。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すこととする。
- 4 協議会がイメージアップ計画の認定(変更の認定を含む。)を行ったときは、別記様式 2 号により申請者に通知し、別記様式 3 号による認定書を交付するとともに、認定書の写しを付して、県及びその他関係機関にその旨を連絡するものとする。認定をしないときは、別記様式 4 号により申請者に通知する。
- 5 審査会が認定申請を受けて、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由、第三者から意見聴取等を行った場合はその結果の内容を当該認定申請者及び協議会に書面により通知するものとする。

(認定の公表)

第 7 条 会長は、第 6 条第 4 項により認定をしたときは、別に定めるところにより、認定生産者の住所及び氏名(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)を公表できるものとする。

(認定の有効期間)

第 8 条 認定の有効期間は、認定の日から 3 年間とする。ただし、認定生産者が認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとする場合は、さらに 3 年間延長できるものとし、以降これに準じて延長する。

- 2 前項による延長の申請は、有効期間が満了する日の 2 か月前までに、別記様式 1 号により提出するものとする。
- 3 会長は、第 6 条の規定に準じ、生産者の認定を行う。なお、同条第 3 項による現地審査及び第 4 項による認定書の交付はしないものとする。

(表示)

第 9 条 認定生産者は、自ら生産した県産野菜に計画の認定を受けたことを表示することができる。

- 2 前項の表示は、別に定めるキャラクター等により行うものとする。
- 3 キャラクター等の使用取扱要領は別に定める。

- 4 認定生産者は、イメージアップ計画の認定を受けた品目以外の県産野菜に、第1項及び第2項に規定する表示又はこれと紛らわしい表示を行ってはならない。

(実績報告)

第10条 認定生産者は、毎年の出荷量、販売先その他の実績について、出荷期間の終了後速やかに、別記様式5号により、申請者の住所又は主たる事務所の所在地を管轄する農業改良普及センターを経由して会長に報告しなければならない。ただし、申請者が複数の農業改良普及センターにまたがる場合は、直接、会長に提出するものとする。

(報告の徴収等)

第11条 会長は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、認定生産者に対して計画の取組みに係る報告を求める、又は県産野菜の生産現場、集出荷施設等への立入検査又は品質検査を実施することができる。

- 2 会長は、第1項の検査において、状況等の改善の必要があると認めるときは、認定生産者に対し、必要な措置を講じるよう指示することができるものとする。

(認定生産者の責務)

第12条 認定生産者は、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 県産野菜のイメージアップ及びプロモーション活動、周知・普及に県及び協議会と協力して取り組むこと。
- (2) 県産野菜の流通、販売、提供において、第9条第2項のキャラクター等を適正かつ積極的に使用すること。
- (3) 消費者等から、県産野菜の栽培方法や資材の使用、品質管理の状況等について照会があったときは、栽培履歴の記録簿等をもとに説明を行うこと。

- 2 県産野菜に係る事故又は苦情等(以下「事故等」という。)が発生したときは、認定を受けた者がその責任を負うものとし、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

(認定の取り消し)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定生産者の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定生産者が認定基準に適合しなくなったとき。
- (2) 認定生産者が第9条～第12条の規定に反する行為をしたとき。
- (3) 認定生産者が県産野菜の信用を害する行為をしたとき。

- 2 会長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

- 3 第1項の規定により、認定を取り消された者は、第9条に規定する表示を直ちに中止するとともに、第6条第4項に規定する認定書を会長に返還しなければならない。

- 4 第1項の規定により認定を取り消された者は、別に定める期間を経過しなければ、新たに認定の申請をすることができない。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、別に定める。

別表 1 想定品目

主要野菜	・レタス ・ブロッコリー ・青ネギ ・たまねぎ ・アスパラガス(さめきのめざめを含む) ・にんにく ・ミニトマト ・金時にんじん ・かんしょ ・パセリ ・セルリー ・キャベツ ・なばな ・オクラ ・スイートコーン ・きゅうり ・なす(三豊なすを含む) ・モロヘイヤ(さめきのヘイヤを含む)
伝統野菜等	・まんば ・食べて菜 ・葉ごぼう ・香川本鷹

別表 2 認定基準

項目	認定基準	
イメージアップに向けた取組内容	イメージアップに向けた下記の 4 項目の取組みについて、現状より高度な取組みが計画されていること。	
	イメージアップにつながる取組み	キャラクター等を活用し、効果的な PR 活動を集中的かつ継続的に実施していること 【必須】キャラクター等の活用を行っていること
	積極的な情報発信	生産者や産地に係る情報などのストーリーを積極的に発信していること
	品質へのこだわり	本県野菜の強みをさらに高める取組みを推進していること 【必須】出荷規格に基づく選果・選別が徹底されていること
	SDG s (安心安全等) の取組み	安心安全等に配慮した農産物生産により、豊かで健康的な社会に貢献していること 【必須】栽培履歴を記録していること、又は確実に見込まれること
出荷体制	【必須】個人の場合は、認定農業者又は認定新規就農者であり、別表 1 の主要野菜を出荷していること。団体の場合、想定品目の主要野菜については共同出荷を、伝統野菜等については共同作業や勉強会などの共同活動をしていること	
	【任意】生産振興計画(生産拡大や品質向上の計画等)があること	
販売体制	【必須】出荷・販売先(卸売会社、小売店等)を把握できること	